八　汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
九　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
十　申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
十一　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
十二　申請者が個人である場合には、住民票の写し
十三　申請者が法第二十二条第三項第二号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面
十四　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し
十五　汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
十六　排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第四条第一号ト、第五条第十三号において同じ。）に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。第四条第一号チ及び第五条第十四号において同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排出水の水質の測定方法を記載した書類
十七　汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類
十八　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
十九　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号において「令」という。）第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(ハ)において同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
二十　法第二十七条第一項に規定する措置（次号及び第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書面及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書面
二十一　汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地に申請者以外の所有者、管理者又は占有者がいる場合にあっては、廃止措置として行う土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査の結果、当該敷地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しないときの法第十四条第一項の申請を行うことについての当該所有者、管理者又は占有者全員の合意を得られることの見通しを記載した書類
二十二　汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合における当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類
3　法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第七号まで及び第十五号から第十九号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三条　法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
二　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事（令第八条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
三　汚染土壌の処理の方法
四　セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法
五　汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量
六　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所
七　再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項
イ　再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地
ロ　再処理汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号
ハ　再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

（汚染土壌処理業の許可の基準）

第四条　法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　汚染土壌処理施設に関する基準
イ　汚染土壌処理施設が第一条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。
ロ　申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。
ハ　自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。
ニ　汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
ホ　汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
ヘ　著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
ト　排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。
(1)　排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（次条第十三号イにおいて「排出水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備
(イ)　排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。
(ロ)　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。
(2)　ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備